



農福連携について



～ これから農福連携に取り組む皆様へ ～

- 「農福連携」とは、障害者の方々が農業分野での活躍を通じ、自信や生きがいをもって社会参画を実現していく取組です。年々高齢化している農業現場の新しい働き手となり、農業経営の発展と障害者の生活の質の向上につながる可能性が期待され、地域共生社会の実現を図る重要な取組となっています。
- 茨城県内でも、行政を始め農業関係者、福祉関係者の皆様が農福連携に取り組んでいます。
- 茨城県拠点からは、これから農福連携に取り組みたいとお考えの皆様に留意点と関係機関を、以下のとおりご紹介します。

1. 農福連携を行う上での留意点 (関係機関からのアドバイス)

○ 農業者の皆様へ

障害者の方々を有望な人材（即戦力）として働いてもらいたいとお考えかもしれません。

しかし、障害者の方々が農作業等にすぐに馴染むことは難しく、一般に福祉の観点から労働環境整備が必要となるなど、**上手く働いてもらうためには「時間」がかかります。**

収穫・加工等を含め、多岐にわたる作業を障害者が取り組みやすく工夫することで、働き手としての可能性が拡大します。

○ 福祉事業者の皆様へ

福祉事業所におられる指導員の方々も、障害者の方々とともに農作業を体験していただき、**障害者個人の特性に配慮して作業を割り当てることが重要**です。

※ 農業者、福祉事業者の双方がお互いの立場を理解し、障害者等の適性を見て、長い目で見て取り組むと上手く行く傾向があります。

まずは、茨城県共同受発注センター（茨城県心身障害者福祉協会）のマッチングと茨城県農地局農村計画課が開催する体験会を活用してみませんか？

2. 茨城県内等の関係機関

農福連携を支援する団体・機関とその業務・活動等は、以下のとおりです。
お気軽に問合せください。

団体・ 機関名	業務・活動等	連絡先、HP
茨城県	◆農福連携の推進、相談対応、及び農作業体験会の開催 農林水産部農地局 農村計画課 各農林事務所 経営・普及部門 地域農業改良普及センター	農村計画課（農村総合計画担当） TEL：029-301-4155 各農林事務所 HP：https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/nourinsuisan/desaki_index.html 
茨城県共同受発注センター （茨城県心身障害者福祉協会）	◆ 農福連携に取り組みたい農業者と福祉事業者のマッチング、相談の受付等。 ○ 農福連携を担当する農福連携アドバイザーがいます。	TEL：029-243-3022 HP：https://kyodojuhacchu.pref.ibaraki.jp/initiatives/agri-welf/ 
関東農政局	◆ 農林水産省の農福連携に関する支援事業の相談。 ◆ 関東ブロック障害者就農促進協議会の事務局。障害者就労に関する情報発信、セミナー等の開催。	TEL：048-740-0480 HP：https://www.maff.go.jp/kanto/keiei/keiei/shougai/indxt.html 
	◆ 農政全般の相談の受付。農林水産省の農福連携に関する支援事業の紹介。（支援事業については、次ページ以降を参照してください。）	TEL：029-221-2184 HP：http://www.maff.go.jp/kanto/chiikinet/ibaraki/index.html 



【この資料の問合せ先】
関東農政局茨城県拠点 地方参事官室
【農福連携 事業担当】
〒310-0061 茨城県水戸市北見町1-9
TEL：029-221-2185

3. 整備事業(農福連携型)〔ハード〕の紹介

【交付率及び助成額】

ハードの総事業費の1/2以内または各上限額は各上限額のうちいずれか小さい方

簡易整備 上限額:200万円

比較的安価な設備投資による
農林水産物生産施設及び附帯施設の整備

小規模・安価な
設備投資

介護・機能維持 上限額:400万円

高齢者の介護、機能維持、機能改善等の
介護福祉を目的とした農林水産物生産施設
及び附帯施設の整備

高齢者を対象
とした取組

高度経営 上限額:1,000万円

収益性の高い複合的な経営形態の導入又は
農林水産物の生産、加工、販売等を併せ
て行う農林水産物生産施設等の整備

生産・規模
拡大の取組

※農業分野への
新規参入の場合を含む。

経営支援 上限額:2,500万円

農福連携の取組を通じて**経営改善を積極
的に進めるために必要となる農林水産物
生産施設等の整備**

農林水産業の
経営改善の取組

※追加要件有り

【助成の対象】

- 農林水産物生産施設
(簡易な農園整備を含む)
- 農林水産物加工・販売施設
(※高度経営・経営支援のみ)
- 機械器具の購入
- 給排水施設
- 休憩所、トイレ 等

※条件を満たせば更新の
場合も対象となります。

※自走・持ち運びが可能な
機械器具は、目的外利用
のおそれがあるため、
助成の対象外です。



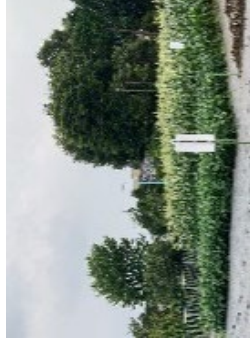
農業用ハウス(低コスト耐候性ハウス)



採卵鶏舎(ウインドレス)



農林水産物処理加工施設



園地、園路整備



トイレ(固定式)



農機具庫



休憩所

【助成の対象外】

- 用地の買収、貸借等に要する費用、補償費、既存施設の
取壊しや撤去に係る経費
- 既存施設の単純更新
- 自力若しくは他の助成によって、**工事を実施中の施設等
又は既に完成した施設等**
- 簡易な整備のうち障害者が直接作業に従事しない農地の
整備、用地の造成

4. 農福連携の取組〔ソフト〕の紹介

【対象になる取組の例】

- 生産・加工・販売技術の習得のための研修
- 分業体制の構築、作業マニュアル作成
- 先進的な団体の視察
- 6次産業化商品の商品開発
- 商品デザイン・パッケージの作成・改良
- 販路開拓のための取組
(広告宣伝、テストマーケティング、地域イベントへの出店)
- ※ 農福連携の取組継続のためにも、販路確保のための取組を行っていただくことが望ましい。
- 農業分野への就業を希望する障害者等に対し、農業体験を提供するユニバーサル農園の初期運営
- リースまたはレンタルの移動式トイレ(車載トイレ等)の導入
- 農福連携が経営に与える影響の分析(経営分析)
- ※ ハードで「経営支援」を実施する場合は、必要です。

研修(栽培・加工作業)



作業手順の細分化(レベル別に区分)

作業	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
1 研修(栽培)	研修(栽培)	研修(栽培)	研修(栽培)	研修(栽培)	研修(栽培)
2 トレーニング	トレーナー	トレーナー	トレーナー	トレーナー	トレーナー
3 研修(加工)	研修(加工)	研修(加工)	研修(加工)	研修(加工)	研修(加工)
4 研修(販売)	研修(販売)	研修(販売)	研修(販売)	研修(販売)	研修(販売)
5 研修(接客)	研修(接客)	研修(接客)	研修(接客)	研修(接客)	研修(接客)

車載トイレ



【実施期間】

- 事業実施期間: 3年間
(支援期間: 最大2年間 + 自主取組: 1年間)

【交付率及び助成額】

- 定額補助
- 上限300万円/年標準額150万円
- ・ 整備事業〔ハード〕で「経営支援」を実施する場合は、
上限600万円/年標準額300万円に嵩上げ可能
- ・ 分業体制の構築や作業マニュアル作成を行う場合は、
初年度に限りその費用として40万円加算可能

【交付対象経費】

賃金(臨時雇用の事務補助員等に限る。)、報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品、印刷製本費等)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、報酬、共済費等、機械賃料、備品購入費及び資材等購入費(耐用年数3年以下に限る。)

※ 〔ソフト〕の対象経費の具体的な内容は実施要領別記5の第4参照

【助成の対象外】

- ・ 本事業を活用する前から行ってきた経常的・定例的な活動に要する経費
- ・ 用地等の借料
- ・ 汎用性が高いもの、耐用年数が3年を超える備品・資材等の購入費

○ 農福連携の取組〔ソフト〕のみ実施する場合の事業要件

現場において、作業に携わる障害者等の雇用・就労者数が3年目の目標年度までに3名以上増加すること。